

- 大都市地域における特別区の設置に関する法律が成立したことを踏まえ、仮に大阪に当該法律を適用し、特別区を設置することとなった場合には、どのような視点で検討すべきか。
- 現行の特別区は、人口が高度に集中する大都市地域とされているが、大阪において特別区を設置するのにふさわしいのはどの区域か。
- 特別区の規模について、行政運営の効率性、事務処理の能力などを考慮すると、ある程度の人口規模が必要ではないか。
- 大阪府と特別区との事務の分担、税源の配分、財政の調整について、どのような視点に留意すべきか。
 - ・事務の分担について、
 - ① 行政の一体性及び統一性の確保の観点から、基礎自治体の事務でありながら東京都が処理している消防や上下水道の整備・管理運営等の事務については、大阪市が一体的に担ってきたことを踏まえ、大阪においても大阪府が担うべきか。
 - ② 東京都の特別区は累次の制度改正を経て、処理する事務を拡大してきたが、大阪では長年存続してきた大阪市が新たに特別区に分割されることになる。これまで大阪市が一体的に担ってきた事務のうち大阪府において引き続き一体的に処理すべき事務があるか。
 - 例えば、
 - i) 保健所に関する事務について、専門職員の確保の観点からどう考えるか、
 - ii) 介護保険、国民健康保険の運営について、保険財政の安定等の観点からどう考えるか、
 - iii) 東京において全ての特別区で一部事務組合を設置し共同処理している一般廃棄物の処理や人事委員会についてどう考えるか。

「特別区の他地域への適用」に関する検討の視点

③ 特別区の事務権限を中核市並みにするのであれば、現在、特別区が処理していない介護サービス事業者の指定や県費負担教職員の研修などの事務を特別区が処理することとなることについてどう考えるか。

・税源の配分及び財政の調整について、

① 特別区設置後の大阪府及び特別区に帰属する事務に応じて、税財源が適切に配分されることが必要ではないか。

② 税源の配分については、現行では都が固定資産税、法人市民税、特別土地保有税を課税しているが、大阪における事務分担、税収規模、特別区間の税源の偏在等を踏まえて、検討する必要があるのではないか。

③ 地方交付税の算定については、現行では都区合算制度となっているが、これと同様でよいか。

④ 大阪府と特別区及び特別区相互間の財政調整については、事務分担を踏まえた歳出の状況、税源の配分、地方交付税の算定方法を踏まえて検討する必要があるのではないか。

⑤ 現行の調整3税以外の何らかの財源を財政調整の原資として活用することが必要となる場合があるのではないか。

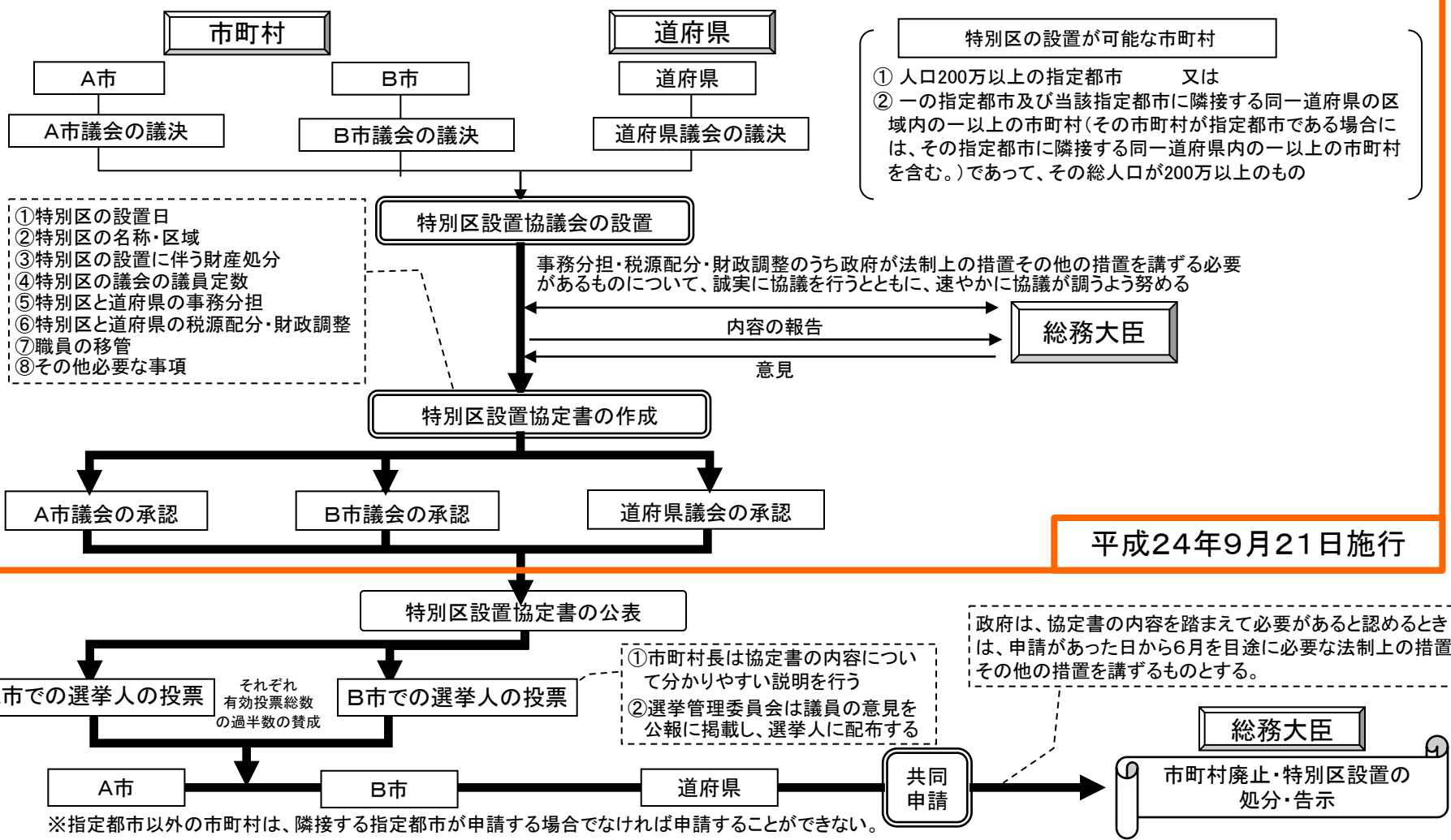
・特別区に設置される議会の議員定数については、住民自治の確保の観点に加え、行政の効率性や財政への影響の観点も踏まえて、検討すべきではないか。

・特別区の設置に伴う大阪市職員及び大阪市が有していた財産の大阪府と特別区への移管について、事務の分担を基本に検討することのほかに、留意すべき点はあるか。

大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号)概要

※平成24年9月5日公布

特別区の設置の手續



事務分担等に関する意見の申出

一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区と道府県の事務分担・税源配分・財政調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。
政府は、上記申出を受けた日から6月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無を判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

特別区を包括する道府県における特別区の設置に係る特例

特別区を包括する道府県において、その区域内の特別区に隣接する一の市町村の区域の全部により特別区を設置するときも、上記の設置手續による。
ただし、市町村の区域を分割せず一の特別区を設置するときには、上記の設置手續のうち「選挙人の投票」は不要とする。

特別区を包括する道府県に対する法令の適用

特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号)(抄)

(特別区設置協定書の作成)

第五条 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- 一 特別区の設置の日
- 二 特別区の名称及び区域
- 三 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
- 四 特別区の議会の議員の定数
- 五 特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項
- 六 特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
- 七 関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関し必要な事項

2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に前項第五号及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

3 前項の規定による協議の申出があったときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。

4 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別区設置協定書の内容について検討し、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとする。

6 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に送付しなければならない。

(特別区を包括する道府県に対する法令の適用)

第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の対象となる指定都市

1 単独で人口200万人を超える指定都市

- ① 横浜市（368.9万人、隣接自治体を含む合計 640.3万人）
- ② 名古屋市（226.4万人、隣接自治体を含む合計 354.3万人）
- ③ 大阪市（266.5万人、隣接自治体を含む合計 564.6万人）

2 隣接市町村を含めると人口200万人を超える指定都市

- ④ 札幌市（191.4万人、隣接自治体を含む合計 251.5万人）
- ⑤ さいたま市（122.2万人、隣接自治体を含む合計 346.7万人）
- ⑥ 千葉市（96.2万人、隣接自治体を含む合計 213.3万人）
- ⑦ 川崎市（142.6万人、隣接自治体を含む合計 511.4万人）
- ⑧ 京都市（147.4万人、隣接自治体を含む合計 203.1万人）
- ⑨ 堺市（84.2万人、隣接自治体を含む合計 428.4万人）
- ⑩ 神戸市（154.4万人、隣接自治体を含む合計 290.9万人）

（参考）隣接する市町村に指定都市が含まれる場合に、当該指定都市に隣接する市町村も含めた場合の総人口

- ① 横浜市・川崎市（640.3万人）
- ② 大阪市・堺市（629.9万人）

大阪において特別区の設置が可能な指定都市及び隣接市町村の概況

	大阪府								
	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	守口市	八尾市	富田林市	河内長野市	松原市
人口(人、H22国勢調査)	2,665,314	841,966	389,341	355,798	146,697	271,460	119,576	112,490	124,594
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.328	0.944	0.892	0.986	1.012	0.957	0.876	0.822	0.905
大阪市通勤・通学10%圏	—	○	○	○	○	○	○	○	○
堺市通勤・通学10%圏	×	—	×	×	×	×	○	○	×
面積(km ² 、H22.10.1)	222	150	36	36	13	42	40	110	17
職員数(人)	38,197	6,256	3,619	3,124	1,050	2,219	880	665	825
歳入(百万円、H22決算)	1,642,643	326,925	124,706	109,298	53,860	90,727	38,393	35,671	40,229
財政力指数(H22決算)	0.94	0.83	0.96	1.06	0.81	0.79	0.68	0.69	0.61
議員数(人)	86	52	36	36	22	28	19	18	19

	大阪府									(参考) 特別区
	大東市	和泉市	羽曳野市	門真市	摂津市	高石市	東大阪市	大阪狭山市	合計	
人口(人、H22国勢調査)	127,534	184,988	117,681	130,282	83,720	59,572	509,533	58,227	6,298,773	8,945,695
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.011	0.858	0.857	1.112	1.127	0.916	1.032	0.880	1.113	1.309
大阪市通勤・通学10%圏	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
堺市通勤・通学10%圏	×	○	×	×	×	○	×	○	—	—
面積(km ² 、H22.10.1)	18	85	26	12	15	11	62	12	907	622
職員数(人)	747	1,482	646	863	654	413	3,585	420	65,645	62,801
歳入(百万円、H22決算)	41,057	58,418	40,397	48,923	32,765	26,158	183,393	18,069	2,911,633	3,172,194
財政力指数(H22決算)	0.86	0.72	0.60	0.74	1.15	0.91	0.77	0.76	0.88	(注) 1.57
議員数(人)	17	24	18	22	22	17	42	15	493	906

※ 昼夜間人口比率の太枠は、1.0以上の団体。面積の太枠は、各指定都市より面積が広い団体。

※ 「職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数。

※ 財政力指数の太枠は、各指定都市の指標より財政状況が良好なことを示す場合。「合計」欄の財政力指数は加重平均である。なお、高石市の財政力指数は堺市と比べ良好であるが大阪市と比べ良好ではない。
(注)特別区の財政力指数は平成20年度から22年度までの普通交付税の算定に用いる特別区の基準財政収入額によって算出しており、他の地方公共団体と比較可能なもの。

※ 議員数は各市の議員定数条例による。

1946年(昭和21)大都市制度に関する地方制度調査会の答申(抜粋)

※ 同調査会は、昭和21年の東京都制等の改正についての衆・議決の際の附帯決議を踏まえ地方制度調査会官制(昭和21年勅令第472号)に基づき設置されたものであり、現行の地方制度調査会とは設置根拠が異なる。

第一 東京都

(一) 都はこれを基本的自治団体として取扱い、一般の府県との性格上の区別は存置すること。

(二) 区

(イ) 区は現状通りとすること。

(ロ) 区は人口十万乃至三十万を基準として構成すること。

(ハ) 区組合に関する規定を設けること。

(三) 郡部は現状通りとすること

(四) その他

(イ) 復興に伴う人口激増の趨勢に鑑み、都議会議員の定数を特例により増加することができるものとする。

(ロ) 区会議員の定数についても前号に準じてその定数を増加することができるものとする。

(ハ) 都長官の名称を廃して知事と称することとし、知事の補佐機関として副知事を設けること。

(ニ) 区長の下に副区長又は助役をおくこと。

特別区の整理統合に伴う人口規模の変化

- ・ 1946年(昭和21年) 地方制度調査会の答申
- ・ 1947年(昭和22年) 3月 35区を22区に整理
5月 地方自治法施行
8月 板橋区から練馬区が分離して23区に

(単位:人)

35区	人口	23区	人口	35区	人口	23区	人口
麹町区	25,863	千代田区	89,681	品川区	130,354	品川区	219,500
神田区	49,246	中央区	139,179	荏原区	77,017	目黒区	170,022
日本橋区	39,975	港区	164,966	目黒区	166,268	大田区	313,746
京橋区	83,197	新宿区	153,924	大森区	216,220	世田谷区	356,170
芝区	99,472	文京区	144,858	蒲田区	85,491	渋谷区	131,682
麻布区	31,894	台東区	195,943	世田谷区	351,620	中野区	168,215
赤坂区	18,624	墨田区	173,601	渋谷区	124,161	杉並区	284,493
四谷区	20,293	江東区	96,870	中野区	159,665	豊島区	149,597
牛込区	37,291			杉並区	277,961	北区	202,585
淀橋区	80,459			豊島区	135,341	荒川区	144,837
小石川区	63,718			滝野川区	51,822	板橋区	177,282
本郷区	70,114			王子区	139,982	練馬区	111,792
下谷区	95,013			荒川区	128,350	足立区	233,217
浅草区	67,104			板橋区	273,399	葛飾区	181,966
本所区	39,896			足立区	220,884	江戸川区	173,422
向島区	92,931			葛飾区	216,799	計	4,177,548
深川区	45,495			江戸川区	178,961		
城東区	26,549			計	3,921,429		

※35区の人口は昭和22年2月1日時点のもの、昭和22年3月4日東京都告示第121号による。

※23区の人口は昭和22年国勢調査(昭和22年10月1日現在)による。

特別区及び大阪市の区別の人口・面積、議員数

(単位:人、km²)

東京都・特別区				
区	人口	面積	都議数	区議数
東京都	13,159,388	2187.5	127	
23区計	8,945,695	621.8	89	906
千代田区	47,115	11.6	1	25
中央区	122,762	10.2	1	30
港区	205,131	20.3	2	34
新宿区	326,309	18.2	4	38
文京区	206,626	11.3	2	34
台東区	175,928	10.1	2	32
墨田区	247,606	13.8	3	32
江東区	460,819	39.9	4	44
品川区	365,302	22.7	4	40
目黒区	268,330	14.7	3	36
大田区	693,373	59.5	8	50
世田谷区	877,138	58.1	8	50
渋谷区	204,492	15.1	2	34
中野区	314,750	15.6	4	42
杉並区	549,569	34.0	6	48
豊島区	284,678	13.0	3	36
北区	335,544	20.6	4	44
荒川区	203,296	10.2	2	32
板橋区	535,824	32.2	5	46
練馬区	716,124	48.2	6	50
足立区	683,426	53.2	6	45
葛飾区	442,586	34.8	4	40
江戸川区	678,967	49.9	5	44
特別区平均	388,943	27.0		

大阪府・大阪市				
区	人口	面積	府議数	市議数
大阪府	8,865,245	1898.5	88	
大阪市	2,665,314	222.5	28	86
北区	110,392	10.3	1	3
都島区	102,632	6.1	1	3
福島区	67,290	4.7	1	2
此花区	65,569	16.4	1	2
中央区	78,687	8.9	1	2
西区	83,058	5.2	1	2
港区	84,947	7.9	1	3
大正区	69,510	9.4	1	3
天王寺区	69,775	4.8	1	2
浪速区	61,745	4.4	1	2
西淀川区	97,504	14.2	1	3
淀川区	172,078	12.6	2	5
東淀川区	176,585	13.3	2	6
東成区	80,231	4.6	1	3
生野区	134,009	8.4	1	5
旭区	92,455	6.3	1	3
城東区	165,832	8.4	2	5
鶴見区	111,182	8.2	1	3
阿倍野区	106,350	6.0	1	4
住之江区	127,210	20.8	1	4
住吉区	155,572	9.3	1	5
東住吉区	130,724	9.8	1	5
平野区	200,005	15.3	2	6
西成区	121,972	7.4	1	5
区平均	111,055	9.3		

※人口は平成22年国勢調査、面積は平成22年全国都道府県市区町村別面積調による。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

※指定都市の行政区の平均人口は155,156人、平均面積は68.5km²である。

東京都における区の経緯

◆市制(明治四十四年法律第六十八号)(抄)

第六条 勅令ヲ以テ指定スル市ノ区ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ関スル事務其ノ他法令ニ依リ区ニ属スル事務ヲ処理ス

◆市制第六条ノ市ノ指定ニ関スル件(明治四十四年勅令第二百三十九号)

市制第六条ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市
京都市
大阪市

◆東京都制(昭和十八年法律第八十九号)(抄)

第一条 東京都ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ都ニ属スル事務ヲ処理ス

第二条 都ノ区域ハ従来ノ東京府ノ区域ニ依ル

第一百四十条 区ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ其ノ財産及營造物ニ関スル事務並ニ都条例ノ定ムル所ニ依リ区ニ属スル事務ヲ処理ス

二 区ノ区域及名称ハ従来ノ東京市ノ区ノ区域及名称ニ依ル

附則

第一百八十条 東京府、東京市及東京市ノ区ハ之ヲ廃ス

東京における区が処理する事務の沿革

昭和18年7月 東京都制施行 ○ 区は財産及び営造物に関する事務並びに都条例により区に属する事務を処理

昭和22年5月 地方自治法制定 ○ 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け
○ 特別区は公共事務及び法令又は都条例により特別区に属する事務並びに従来都の区に属する事務を処理

昭和27年8月 地方自治法改正 ○ 特別区を都の内部的団体に位置付け（都が基礎的な地方公共団体）
○ 特別区の処理する事務を限定列挙（10項目）

昭和39年7月 地方自治法改正 ○ 特別区の処理する事務は限定列挙と例示列挙の混合（21項目）
○ 都の福祉事務所等を特別区へ移管

昭和49年6月 地方自治法改正 ○ 特別区は、法令に特別の定めがない限り、公共事務並びに法令により市に属する事務及び法令により特別区に属する事務、行政事務を処理（事務の概括化）
○ 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管

平成10年5月 地方自治法改正
（平成12年4月1日施行） ○ 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理
○ 都から特別区への事務の移譲（一般廃棄物の収集・運搬・処分等）

地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<p>大阪市が担っている事務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<p>特別区の事務権限を中核市並みにするとした時の事務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 			<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期的予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<p>東京都が特別区の存する区域において処理する市町村事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	
					<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基 	特別区

個別法における都と特別区の特例の主な例

○大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

（道府県の区域内における特別区の設置の特例）

第三条 地方自治法第二百八十一条第一項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところにより、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができる。

（特別区を包括する道府県に対する法令の適用）

第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

※ 地方自治法第二百八十一条第一項は「都の区は、これを特別区という」こととしている。

→ 個別法における都と特別区の特例について、大阪府を「特別区を包括する道府県」として都とみなし、大阪府に設置される特別区を都の特別区と同様に扱うことが適当ではない場合等においては、手当が必要となる。

1. 組織に関する特例

法 律	条 項
警察法 (昭和29年法律第162号)	第47条① 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。
	第48条① 都警察に警視総監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。
	第49条① 警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。
	第50条① 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

2-1. 事務配分に関する特例（都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの）

法 律	条 項
消防組織法 (昭和22年法律第226号)	第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。
	第26条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。
	第27条① 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

個別法における都と特別区の特例の主な例

<p>消防法 (昭和23年法律第186号)</p>	<p>第37条 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村条例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都条例と読み替えるものとする。</p>
<p>道路法 (昭和27年法律第180号)</p>	<p>第7条① 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。</p> <p>一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路</p> <p>第89条① 都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。</p>
<p>水道法 (昭和32年法律第177号)</p>	<p>第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。</p>
<p>下水道法 (昭和33年法律第79号)</p>	<p>第42条① 特別区の存する区域においては、この法律の規定（第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。）中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。</p>
<p>都市計画法 (昭和43年法律第100号)</p>	<p>第87条の3① 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。</p> <p>○都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）</p> <p>第46条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。</p> <p>一 用途地域、特例容積率適用地区又は高層住居誘導地区</p> <p>二 特定街区で面積が一ヘクタールを超えるもの</p> <p>三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場</p> <p>四 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の面積が三ヘクタールを超えるもの</p>

個別法における都と特別区の特例の主な例

2-2. 事務配分に関する特例（特別区に一般市以上の事務を配分するもの）

法律	条 項
地域保健法 (昭和22年法律第101号)	第5条① <u>保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。</u>
食品衛生法 (昭和22年法律第233号)	第66条 第四十八条、第五十二条から第五十六条まで及び第六十三条の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。
地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律 (平成6年法律第84号)	附則第12条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。 ※ 保健所設置市の事務のうち卸売市場の食品衛生の監視等の事務は、例外的に都が処理することとされている。
薬事法 (昭和35年法律第145号)	第26条① 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。）が与える。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	第64条① <u>保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定（第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。</u> ② <u>特別区にあつては、第三十一条第二項及び第五十七条（第四号の規定に係る部分に限る。）中「市町村」とあるのは、「都」とする。</u>
健康増進法 (平成14年法律第103号)	第18条① 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

個別法における都と特別区の特例の主な例

3. 税財政に関する特例

法律	条項
地方自治法 (昭和22年法律第67号)	第282条① 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。 ② 前項の <u>特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。</u>
地方税法 (昭和25年法律第226号)	第4条② 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。 一 道府県民税 第5条② 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。 一 市町村民税 二 固定資産税 六 特別土地保有税 ⑤ 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。 ⑥ 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。 一 都市計画税 第734条① 都は、 <u>その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。</u> この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。 ② 都は、 <u>その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。</u> 一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。) 二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの 三 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。) 第735条① 都は、 <u>その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課することができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課することができる。</u> この場合に

個別法における都と特別区の特例の主な例

	<p>においては、都を市（同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等）とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。</p>
<p>地方交付税法 （昭和25年法律第211号）</p>	<p>第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。</p>
<p>国有資産等所在市町村交付金法 （昭和31年法律第82号）</p>	<p>第15条① <u>都の特別区の存する区域内に所在する国又は地方公共団体の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金は、都に対して交付するものとする。</u>この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による市町村交付金の請求又は第十三条の規定による交付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。</p> <p>③ 都の特別区の存する区域に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「二以上の市町村」とあるのは、「<u>二以上の市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区の存する区域を合して一の市の区域とみなす。）</u>」とする。</p>
<p>特別とん譲与税法 （昭和32年法律第77号）</p>	<p>第1条① 特別とん譲与税は、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港（以下「開港」という。）に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するもの（以下「開港所在市町村」という。）に対して譲与するものとする。</p> <p>第6条 <u>特別とん譲与税は、第一条の開港に係る港湾施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合においては、都に対して譲与する。</u>この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。</p>

4. 特別区の存する区域を大都市地域等とする特例

法律	条 項
<p>公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）</p>	<p>第2条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>四 <u>都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域</u>における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの</p> <p>五 電気通信役務に対する需要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設のうち、<u>都の特別区の存する区域若しくは人口五十万以上の市の区域</u>に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主要な市外通話幹線路の中継施設</p>
<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供</p>	<p>第2条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 大都市地域 <u>都の区域（特別区の存する区域に限る。）</u>及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法（昭和三十一年</p>

個別法における都と特別区の特例の主な例

<p>給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）</p>	<p>法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和三十九年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。</p> <p>第5条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。</p> <p>第24条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。</p>
-----------------------------------	--

5. その他の特例

法 律	条 項
<p>公職選挙法 （昭和25年法律第100号）</p>	<p>第15条⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>第266条② <u>都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。</u></p> <p>第271条① <u>第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。</u></p>
<p>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</p>	<p>第2条③ この法律において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、<u>特別区の存する全地域</u>）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。但し、「在勤地」という場合には、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。</p>
<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 （昭和25年法律第179号）</p>	<p>第2条② この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、<u>大都市の区及び都の特別区</u>をいう。</p> <p>※ 区／市／町村ごとに執行経費の基準を定めている。</p>
<p>小型自動車競走法</p>	<p>第3条① 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小</p>

個別法における都と特別区の特例の主な例

(昭和25年法律第208号)	型自動車競走場が存在する市町村（以下「小型自動車競走施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。
商工会議所法 (昭和28年法律第143号)	第8条① <u>商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。）の区域とする。</u> ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。
地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)	第3条① 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。）を設ける。 一 道府県の職員（次号及び第三号に掲げる者を除く。） 地方職員共済組合 二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員 公立学校共済組合 三 都道府県警察の職員 警察共済組合 四 <u>都の職員（特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。）</u> 都職員共済組合 五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の職員（第二号に掲げる者を除く。） 指定都市ごとに、指定都市職員共済組合 六 指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。） 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

（参考） 1-1. 特別区を市や市町村と同様に扱っているもの

法 律	条 項
公職選挙法 (昭和25年法律第100号)	第266条① <u>この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。</u> この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とする。
国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)	第3条① <u>市町村及び特別区は、</u> この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。
住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)	第1条 この法律は、 <u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u> において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

個別法における都と特別区の特例の主な例

(参考) 1-2. 特別区を市や市町村と同様に扱っているもの（東京都について定められているもの）

法 律	条 項
商法 (明治32年法律第48号)	第16条① 営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡人」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（ <u>東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市</u> にあつては、区。以下同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から二十年間は、同一の営業を行ってはならない。
最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和22年法律第136号)	第54条 この法律中市に関する規定は、 <u>東京都の区の存する区域</u> 及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、特別区及び区に、これを適用する。
学校教育法 (昭和22年法律第26号)	第140条 この法律における市には、 <u>東京都の区を含むもの</u> とする。

(参考) 2. 地理的に東京を意味するもの

法 律	条 項
裁判所法 (昭和22年法律第59号)	第6条 最高裁判所は、これを <u>東京都</u> に置く。
首都圏整備法 (昭和31年法律第83号)	第2条 この法律で「首都圏」とは、 <u>東京都の区域</u> 及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。
多極分散型国土形成促進法 (昭和63年法律第83号)	第4条① 国は、 <u>東京都の特別区の存する区域</u> （以下「東京都区部」という。）における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署（東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。）及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針（以下「移転基本方針」という。）に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。
高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)	第5条② 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。 二 首都高速道路株式会社 <u>東京都の区の存する区域</u> 及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

特別区を構成団体とする一部事務組合等の例

名称	主な事務	構成団体	職員 (H22.7.1現在)	設置日
東京二十三区清掃 一部事務組合	ごみの焼却施設等の整備及び管理運営等	全ての特別区	1,187	H12.4.1
東京二十三区 清掃協議会	ごみの収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理・執行、関係団体間の連絡調整	全ての特別区、東京二十三区清掃一部事務組合	—	H12.4.1
特別区人事・厚生 事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会(23区職員の採用、給与勧告等)に関すること ・共同で実施する職員の研修 ・特別区相互間及び特別区と都との間の職員の人事交流に係る連絡調整 等 	全ての特別区	241	S26.8.10
臨海部広域斎場組合	火葬場及びこれに併設する葬儀式場の設置及び管理運営	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	4	H11.10.20

出典:地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成

東京都、特別区、大阪府、大阪市の歳入・歳出の状況等について

	東京都	特別区	大阪府	大阪市
歳入(百万円、H22決算)	6,170,701	3,172,194	3,681,931	1,642,643
地方税	4,190,132	904,918	985,968	626,018
道府県税	2,284,051	0	985,968	0
道府県民税	997,398	0	386,293	0
法人事業税	559,007	0	193,396	0
地方消費税	392,684	0	195,401	0
自動車税	113,101	0	82,512	0
軽油引取税	43,930	0	42,667	0
その他	177,930	0	85,698	0
市町村税	1,906,081	904,918	0	626,018
市町村民税(個人)	0	830,356	0	130,657
市町村民税(法人)	485,484	0	0	108,060
固定資産税	1,112,587	0	0	279,157
特別土地保有税	6	0	0	0
※調整3税合計	1,598,077	0	0	387,217
事業所税	94,354	0	0	24,979
都市計画税	213,650	0	0	57,089
その他	0	74,562	0	26,075
特別区財政調整交付金	0	867,557	0	0
地方交付税、臨時財政対策債	0	0	622,044	139,055
うち普通交付税	0	0	298,242	46,985
(参考)基準財政収入額	1,544,933	1,893,773	696,875	460,590
基準財政需要額	1,762,337	1,298,934	995,117	507,393
うち特別交付税	0	0	1,212	985
うち臨時財政対策債	0	0	322,591	91,085
国庫支出金	452,847	501,200	287,307	333,440
地方債(臨時財政対策債除く)	352,254	48,547	82,491	56,284
その他	1,175,468	849,973	1,704,122	487,848
歳出(百万円、H22決算)	6,012,273	3,074,029	3,641,845	1,641,235
義務的経費	2,192,016	1,583,042	1,178,539	942,921
人件費	1,513,569	634,310	820,976	239,462
扶助費	121,074	838,069	42,934	481,221
公債費	557,373	110,662	314,629	222,238
投資的経費	741,500	361,066	196,887	95,376
その他	3,078,758	1,129,921	2,266,419	602,938

	東京都	特別区	大阪府	大阪市	
人口(人、H22国勢調査)	13,159,388	8,945,695	8,865,245	2,665,314	
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.184	1.309	1.047	1.328	
面積(km ² 、H22.10.1)	2,188	622	1,898	222	
部門別職員数(人)	一般行政	18,491	52,078	8,057	16,999
	教育	62,625	8,002	51,891	4,550
	警察	46,721	0	23,092	0
	消防	18,684	0	0	3,423
	公営企業等会計	20,297	2,721	489	13,225
	合計	166,818	62,801	83,529	38,197
	人口あたり1万人	14	58	9	64
	教育	48	9	59	17
	警察	36	0	26	0
	消防	14	0	0	13
公営企業等会計	15	3	1	50	
合計	127	70	94	143	
財政力指数(平成22年度)	1.16	(注) 1.57	0.76	0.94	
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.87	(注) 1.34	0.73	0.90	
経常収支比率	94.5%	85.7%	91.3%	99.4%	
実質公債費比率	2.2%	1.3%	17.6%	10.2%	
将来負担比率	93.6%	-	266.8%	220.6%	
積立金残高(人口1人あたり・千円)	115	151	41	47	
地方債残高(人口1人あたり・千円)	436	80	592	1,039	
ラスパイレス指数(H23.4.1)	102.1	100.0	93.4	100.2	

※特別区の歳入・歳出・人口・面積・部門別職員数は23区の合計であり、その他の項目は23区全域を1つの団体として計算した値である。

※東京都においては、市町村税である法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税について、都が課税することとされている。

※部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数。なお、「一般行政」は議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育、公安を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※財政指標については、いずれもH22決算数値 (注)特別区の財政力指数は平成20年度から22年度までの普通交付税の算定に用いる特別区の基準財政需要額と基準財政収入額によって算出しており、他の地方公共団体と比較可能なもの。

※将来負担比率欄の「-」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合である。

財産、職員の引継ぎ等に関する規定

<東京都を設置した際の財産、職員の引継ぎについて>

◆東京都制(昭和十八年法律第八十九号)(抄)

附則

第百八十一条 本法施行ノ際東京府及東京市ニ属スル財産、営造物、事業及権利義務ハ都之ヲ承継ス

第百八十六条 本法施行ノ際東京市ノ区ニ属スル財産、営造物、事業及権利義務ハ各其ノ区域ヲ以テ区域トスル区之ヲ承継ス

第百八十九条 東京府又ハ東京市ノ有給吏員本法施行ノ際引続キ都ノ官吏ト為リタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ官吏ノ在職ニ継続スル有給吏員ノ勤続年月数ハ之ヲ公務員トシテノ在職年ニ通算ス

<市町村合併の際の職員の身分取扱いについて>

◆市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)(抄)

(職員の身分取扱い)

第十二条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

財産、職員の引継ぎ等に関する規定

＜普通地方公共団体の設置の際の長の職務執行者、暫定予算、条例等の扱いについて＞

◆地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

第一条の二 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第一百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

- ② 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。
- ③ 第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

第二条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

第三条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

財産、職員の引継ぎ等に関する規定

◆地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)つづき

第四条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第一条の二の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

② 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第一条の二の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

第五条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもつてこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

④ 前項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。